

東日本大震災からの復旧・復興の現状と取組について

平成 24 年 12 月 21 日

復 興 庁

- 避難者は、ほとんどが仮設住宅等に入居済み。
- 主要ライフライン・公共サービスの応急復旧は、速やかに完了。
広域でみた被災地域全体の鉱工業生産は、被災地域以外との差はなくなりつつある。
- 津波浸水地域の住宅再建、高台移転や産業復興、原子力災害による避難指示区域への帰還と長期避難者に対する支援が今後の課題。

1. 被災者支援

(現状)

発災以降の避難者数については、全国の都道府県や市町村の協力を得て、政府が取りまとめている。原子力災害による避難も含め、発災直後に約 47 万人に上った避難者は、平成 24 年 12 月時点で約 32 万 1 千人となっている。

応急仮設住宅の早期建設については、用地確保等の支援のための国等の職員の被災県への派遣や、未利用国有地の無償貸付等、早期完成のための取組を進めた。また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みを初めて本格的に活用した。

これらにより、当初避難した者の多くが、おおむね平成 23 年 9 月ごろまでには応急仮設住宅等に入居しており、避難所は 1 か所 (159 人) に減少した。

仮設住宅については、「寒さ対策」として暖房器具の追加設置や、「バリアフリー対策」として手すりやスロープの設置など、居住環境の改善を行った。また、仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有するサポート拠点が、平成 24 年 11 月時点で、岩手、宮城、福島 の 3 県で 110 か所設置されており、さらに 5 か所の設置が予定されている。このほか、市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、専門職種等による見守り活動、心のケア、健康づくりや生きがいづくりが行われている。

(取組)

孤立防止と心のケア

コミュニティの弱体化、孤立化が問題となっているため、被災者に対する①見守り活動、②心のケア、③生きがづくり、等の活動への支援を強化する。

2. まちの復旧・復興

(現状)

主なライフラインや公共サービスについては、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除き、応急復旧がほぼ完了した。

<参考>主なライフライン・サービスの応急的な復旧状況

項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率
電気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(2011/3/11時点))	停電:約10.6万戸	約96%	通信(NTT固定電話)	サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初) サービス停止:約1.0万回線	約99%
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(2011/3/11時点))	未供給:約6万戸	約86%	通信(携帯電話)	サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初) 停電基地局数:116基地局	約99%
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(2011/3/11時点))	未供給:約6万戸	約95%	郵便局	営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583局(2011/3/14時点) 営業停止:52局	約91%
銀行 (閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(2011/3/17時点))	閉鎖:41店舗	約85%	郵便配達	配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44支店等(震災当初)	約100%
			ガソリンスタンド	営業停止(東北3県):主要元売系系列SS47%相当の866(2011/3/20時点)	約100%

※ 特段の記載がない限り、平成24年9月末時点

※ 関係府省庁からのデータを基に復興庁作成

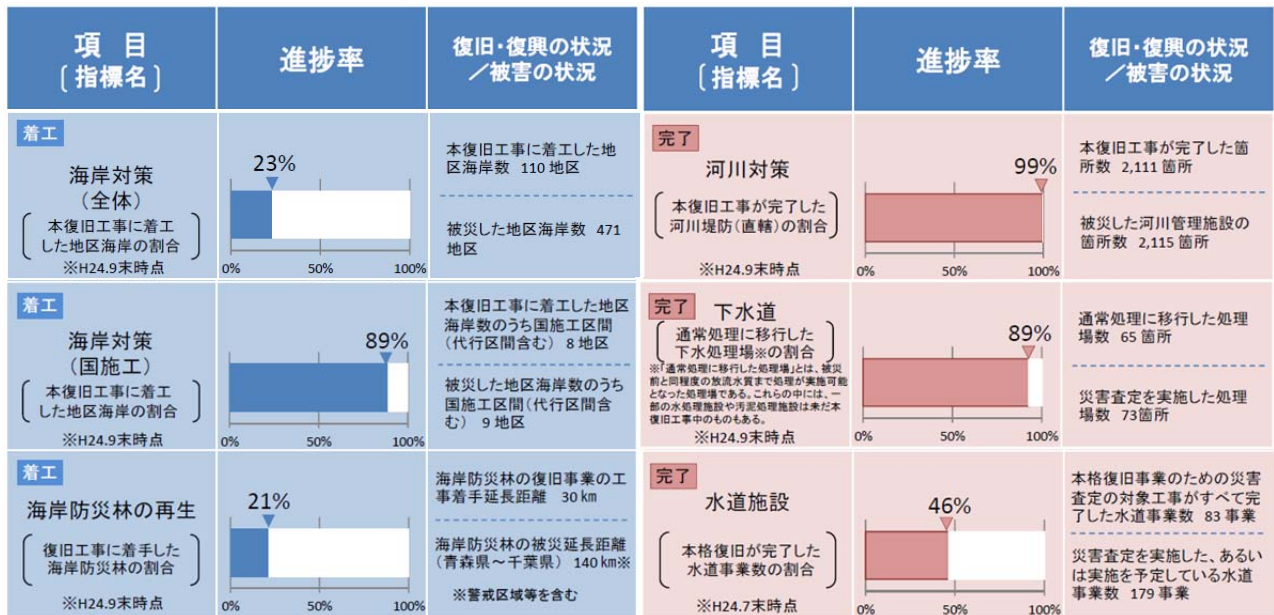
公共インフラの本格的復旧・復興は、おおむね事業計画及び工程表のとおりに進捗している。

住宅再建・高台移転は、防災集団移転促進事業を想定している地区の8割以上で移転先地権者の同意や移転者の確定が進んでおり、順次着工しつつある。災害公営住宅についても建設が始まっている。

推計で1,800万トンを超える災害廃棄物(がれき)については、処理事業の国費率のかさ上げや事業対象の拡充に加え、被災地における政府の廃棄物関係

職員の常駐や研究者・技術者チームの巡回訪問等を実施するなどの取組のほか、被災地において仮設焼却炉が順次稼働しており、86%が仮置き場に搬入され、34%の処理・処分が完了した（11月末現在）。さらに、県外での広域処理も進められている。

<参考>安全・安心のための基盤整備関係（被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）



- ※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

<参考>交通関係（被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）



- ※ 空港機能については 100%復旧。
- ※ 福島県の警戒区域等は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

<参考>復興まちづくりの進捗状況

	想定	調査費措置 注1)	事業費措置 注1)	法定手続済
防災集団移転促進事業	229 地区	229 地区	214 地区	188 地区[151 地区注2)] (大臣同意)
土地区画整理事業	57 地区	57 地区	48 地区	34 地区 (都市計画決定)
災害公営住宅整備事業	(2 万戸以上)	53 市町村	49 市町村 (約 1 万 5 千戸)	

注1) 第1回～第4回の復興交付金配分対象の地区数。なお、災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得又は設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。

注2) 複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、

[] 内の値は、その集団移転促進事業の数を表す。

※ 復興庁調べ (平成 24 年 11 月 30 日時点)

<参考>災害廃棄物処理の現状 (岩手県、宮城県、福島県の沿岸 37 市町村)

	推計量	仮置き場搬入量	搬入率	処理・処分量	処理処分割合
災害廃棄物	1,802 万 t	1,559 万 t	86%	605 万 t	34%
津波堆積物	956 万 t	574 万 t	60%	140 万 t	15%

※ 環境省調べ (平成 24 年 11 月末時点)

(取組)

(1) インフラ等の復旧

本格的な復旧を、国の事業計画及び工程表に沿って推進する。

(2) 住宅再建及び高台移転

個別事業 (土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等) の事業計画の策定と実施のため、地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題である。このため、全国の自治体からの 1,600 人を超える職員 (一般事務等を含む) や国等の職員の派遣、自治体における任期付職員等の採用又は採用代行の促進、政府の関係職員等が連携して被災市町村ごとに行う技術的支援、市町村の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、都市再生機構の活用等により、事業の推進を引き続き支援する。

(3) 災害廃棄物（がれき）処理

平成 26 年 3 月末までに処理・処分を確実にするため、具体的な処理方針や内容、中間目標（平成 25 年 3 月末までに岩手・宮城沿岸市町村全体で約 59% を処理）を設定した工程表を作成しており、これに沿った処理・処分を進めている。

3. 産業・雇用

(現状)

鉱工業については、広域でみた被災地域全体の鉱工業指数は、震災後 30 ポイントほど低下したが、サプライチェーンの速やかな回復等により、被災地域以外との差はなくなりつつある。

中小企業等の施設・設備の復旧等に係るグループ補助金により、これまでに 329 グループ、計 5,779 事業者の施設・設備の復旧を支援しているほか、仮設店舗・仮設工場の整備・無償貸与等により、平成 24 年 11 月末時点で、被災 6 県で 489 箇所の施設が竣工しており、これらの仮設施設に平成 24 年 9 月末時点で、2,593 事業者が入居している。

また、復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となる二重債務問題に関しては、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構が相談等に応じており、平成 24 年 11 月末時点で、事業再建等に関する相談件数が合わせて 2,498 件、支援決定等を行った案件は 235 件となっている。

農業については、被災 6 県において、21,480 ヘクタールの農地（警戒区域等含む）が津波による被害を受けた。がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等の支援により、平成 24 年 7 月末時点で、約 8,190 ヘクタール（約 38%）で営農再開が可能となっている。

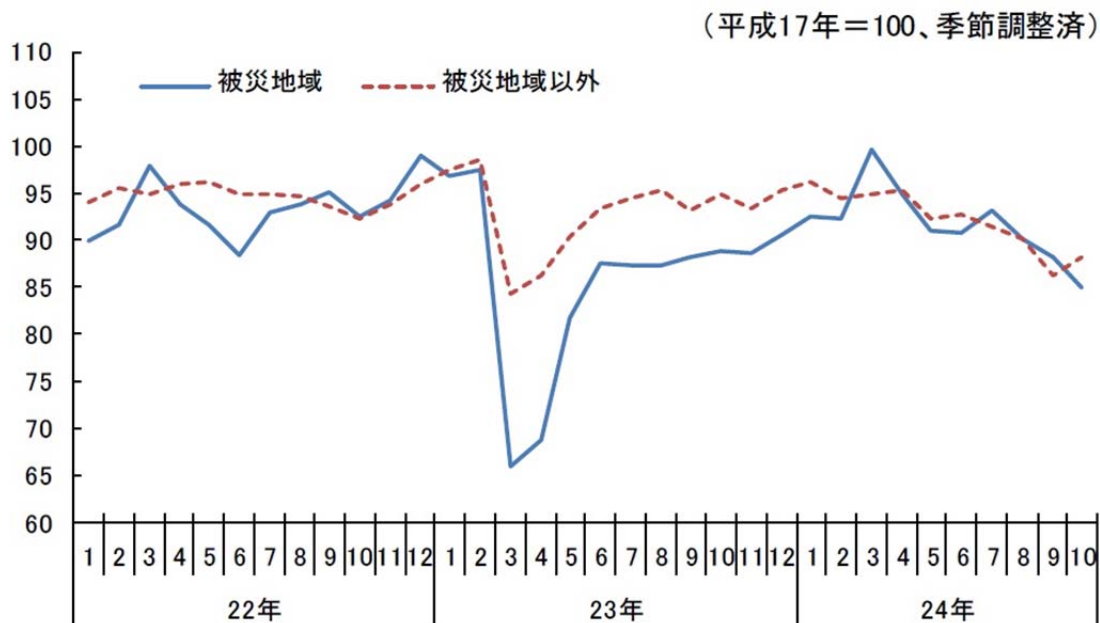
水産業については、漁港、漁場、漁船、養殖施設、水産加工場施設等に甚大な被害が生じた。漁場のがれきの撤去、漁港の応急復旧、漁船・定置網・養殖施設等の再建等の支援や金融対策等により、主要な魚市場の平成 24 年 8-10 月の水揚げ数量は被災前同期比で約 65%まで回復している。

雇用については、被災した岩手、宮城、福島の 3 県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.46 倍まで低下した。雇用を創出するために県に造成した基金の活用等による当面の雇用の確保や、産業政策と一体となった雇用面での支援等により、平成 24 年 10 月には有効求人倍率は約

1.0倍となり、雇用情勢は改善してきているが、沿岸部では状況が厳しい地域も一部みられる。

<参考> 震災に係る地域別鉱工業指数

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成24年10月の指数（確報）は、被災地域が84.9（被災前：97.5）となり、被災地域以外は88.1（被災前：98.5）となった。



※ 経済産業省調べ（平成24年10月時点）

（取組）

（1）産業の復興

津波被災地域等における産業の本格的な復興が今後の課題。

東日本大震災復興特別貸付などによる資金繰り支援に加え、グループ補助金や仮設店舗・仮設工場の整備・無償貸与等により引き続き支援するほか、水産加工施設や中小企業等の事業再開を図るとともに、平成26年度までに被災農地の約9割の営農再開をめざしている。

（2）雇用

産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消といった就職支援を行う。

4. 福島復興

(現状)

福島県全体の避難者数は約 15.7 万人、避難指示区域等からの避難者数は約 11 万人。順次、避難区域の見直しを進めている（区域見直しを行った自治体数：6 市町村）。

(取組)

(1) 福島復興に向けた方針、計画の策定等

福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生基本方針を閣議決定。基本方針に基づき関係省庁と連携しつつ施策を実施している。

避難 12 市町村毎の円滑な復興を進めるため、避難地域に対する国の取組方針（グランドデザイン）を公表した。復興庁、福島復興局、関係省庁による連携チームを作り、福島県とともに市町村毎に異なる実態に即した対応を行っている。

(2) 帰還支援（避難指示区域等の復旧・復興）

放射線モニタリング、除染、リスクコミュニケーション等の避難指示区域への帰還に向けた取組を総合的に推進する。また、東京電力による円滑な賠償を促す。

避難指示区域の復旧に向け、自治体と協働してインフラ復旧工程表を順次とりまとめている。また、福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画の策定を進める。

(3) 避難者への対応

長期間避難を余儀なくされる方々への生活支援を行うとともに、避難元自治体、受入自治体、県、国が連携し、町外生活拠点を整備する。

5. 復興関係制度等

平成 23 年 6 月 20 日に制定された「東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）」に基づき、7 月 29 日に、復興に当たっての基本的考え方や復興の期間、実施する施策等を盛り込んだ「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。同法及び同方針に基づき、復興関係制度を創設している。

(1) 復興庁

被災自治体の復興の取組を総力を挙げて支援していくため、「復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）」に基づき、府省の枠組みを超えて、被災自治体にワンストップで対応できる復興庁を設置し、平成 24 年 2 月 10 日に開庁した。また、岩手、宮城、福島 の 3 県に復興局、3 県の沿岸部と青森県、茨城県に合わせて 8 か所の支所・事務所を置いている。

復興庁には、復興のための施策の実施を推進し、関係行政機関相互の調整を行う閣僚級会議の復興推進会議と、復興のための施策の実施状況を調査・審議する有識者会議である復興推進委員会を設置している。

(2) 復興特区・復興交付金

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する「東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）」が平成 23 年 12 月 7 日に制定された。

同法に基づき、平成 24 年 12 月時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画については 30 件が認定され、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても岩手県の 9 市町村、宮城県の 12 市町、福島県の 5 市町において公表されている。

また、復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要事業の実施を可能とし、すべての地方負担に手当を行ったほか、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。これまでに 4 回、交付可能額通知を行っており、その事業費は約 16,829 億円（うち国費約 13,705 億円）となっている。

(3) 復興予算

復旧・復興関連予算については、平成 23 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成 23

年法律第 42 号)」が制定され、同日に 4 兆 153 億円の第 1 次補正予算が成立した。7 月 25 日に 1 兆 9,106 億円の第 2 次補正予算、11 月 21 日に 9 兆 2,438 億円の第 3 次補正予算が成立するとともに、11 月 30 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する法律（平成 23 年法律第 117 号）」が制定された。平成 24 年 4 月 5 日に 3 兆 7,754 億円の平成 24 年度予算が成立した。

また、平成 24 年度からは「東日本大震災復興特別会計」が新設され、平成 24 年度以降の復旧・復興関連予算は、同特別会計において計上している。

さらに、10 月 26 日に 1,203 億円、11 月 30 日に 2,193 億円の予備費の使用を閣議決定した。